

※令和6年度より所得制限がなくなりました

2024年10月吉日

在校生

(保護者及び生徒が都内在住者) 各位

『授業料軽減助成金』のご案内について

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この制度は、国の助成制度「就学支援金」と合わせて、東京都認可の私立通信制高等学校の平均授業料相当である26万5,000円の範囲内(授業料が上限)で保護者の支払った授業料を助成する東京都の制度です。

また、令和6年度から所得制限がなくなり、申請により、所得にかかわらず授業料に対する助成を受けることができるようになりました。

対象となる場合は、別紙のご案内のとおり、期日までに「申請受付サイト」から申請してください。

なお、制度を利用するためには、年度ごとに申請が必要になります。申請がない場合、助成金の受給はできません。お忘れなくご申請ください。

記

1. 対象となる要件について

- (1) 保護者(申請者)と生徒が、令和6年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している
- (2) 生徒が令和6年10月1日現在、東京都認可の私立通信制高等学校に在学している

2. 申請受付期間

令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)

申請期間を過ぎた場合(年度を遡った申請を含む)、申請はお受けできません。必ず期間内に申請をしてください。

また、就学支援金とは別の助成制度のため、就学支援金の申請とは別に、毎年度(学年1回)申請が必要です。

※【国の就学支援金の対象の方】就学支援金と授業料軽減助成金の両方の申請が必要な場合があります。

⇒未申請で申請を希望される方は10/31(木)までに、望星高校事務室までご連絡ください。

3. 申請方法

「申請受付サイト(授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システム)」に入り、申請手続きを行ってください。

※「申請受付サイト」のQRコード又はURLは、別紙「授業料軽減助成金申請手続きのお知らせ」

P3 8 オンライン申請の方法と申請手順をご確認ください。

以上

東海大学附属望星高等学校

TEL.03-3467-8111(事務室授業料軽減担当)※音声案内部門コード3

望星高等学校事務室メールアドレス jimubosei@tokai.ac.jp